

インタビュー

大川村「村民総会」の検討とその波紋

人口四〇〇人の村からの問題提起

和田知士・大川村村長 十朝倉 慧・大川村議会議長

聞き手●齊藤雅洋・高知大学地域協働学部助教

「議会廃止し、『村民総会』検討 村長が表明へ」
二〇一七年五月、センセーショナルな大見出しが新聞に繰り返し掲載された。自治体関係者に衝撃を与え、総務省に有識者会議を発足させることとなった高知県大川村の「村民総会」の検討の真意とは、いかなるものだったのか。和田知士村長と朝倉慧議長にお話を伺った。

● 歪められた報道

齊藤：人口四〇〇人の高知県大川村が、議会展続の危機感からスタートさせた「村民総会」の検討は、共通の課題に悩む全国の自治体議会に注目され、総務省に有識者会議を発足させることとなりました

た。それから一年が経過した今、あらためて大川村の問題提起についてお話を伺いたいと思います。

和田：はじめにまず申し上げておきたいのですが、大川村では「議会廃止」などと言ったことはまったくありません。と

心を寄せているという情報を収集していた毎日新聞の記者が、朝倉議長へ連絡してきたのです。てっきり議長がお答えをするんだろうと思っていたところ、私の方にお鉢が回って来てしまいました(笑)。

この話は昨日今日にはじまった話ではなく、そもそも私が村の職員だった十数年前から、大川村では高知県に対し、九四条・九五条の検討を進めてほしいと申し上げてきています。七年前に村長に就任した際、朝倉議長から「村長は村民総会を真剣

に考えるつもりはあるのか」と質問を受けました。そのときは「現時点ではそのようなことは検討していない」とお答えしたのですが、その後の議会選挙を見た時に、本当に候補者が出てくるのだろうかとか心配になりました。

公職選挙法は、立候補者数の不足数が議員定数の六分の一を超えた場合、再選挙すると規定しています。統一地方選挙

ところが二〇一七年の報道記事で、「大川村では議会を廃止し、有権者の住民全員でつくる『村民総会』の設置を検討している」と報じられてしまいました。

村民総会の検討は、もとはと言えば大川村議会の存続に向けた危機感のなかからはじまったものです。目前に迫る次期議会選挙を考えたとき、はたして定数六人の候補者が出てくると言えるだろうか。万が一にも候補者が出て来なかった時のことを想定して、地方自治法九四条・九五条に書かれている「町村総会」について勉強しておくことは、議会を維持する上で無駄にはならないだろうと考えました。

前例のない村民総会の検討を始めるというメッセージを通じて、村民に対し、行政や議会にもっと関心をもってもらいたい、そして議員に立候補する際の障壁を洗い出し、公職選挙法の見直しの提案も含めた調査研究を進めていきたい、という思いから始めた検討だったのですが、

を二〇一九年に控え、もしここで立候補者が定数を下回れば村は大混乱してしまう。一方で、地方自治法には町村が議会を置かず、町村総会を設置することができると書かれています。それが現実的にできるのかできないのかははっきりしない。そこで、今のうちからその可能性について検討しておく必要があるだろうと考えたのです。

朝倉：憲法九三条には、地方公共団体には議事機関として議会を設置すると、は

地方自治法

第九四条 町村は、条例で、第八九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。



和田・かずひと ●一九五九年高知県大川村生まれ。一九八三年に大川村役場職員採用。企画課長、参事などを歴任し、二〇一一年二月に大川村村長選に立候補し初当選。現在、期日、高知県町村会副会長を務める。

そのことは正しく報道されませんでした。齊藤：新聞で報道されたのは二〇一七年五月でした。なぜあの時期にあれだけの大騒ぎになったのでしょうか。

和田：二〇一七年はちょうど地方自治法施行七〇周年でした。その関係もあって、大川村が地方自治法九四条・九五条に関